

要 求 書 受 領 に 係 る 対 応 概 要


課 所 等 名	日 時	場 所	出 席 者		発 言 要 旨
			当 局 側	職 員 団 体 側	
総 務 課	平成27年 3月 9日 (月) 17:30~17:34 (4分間)	室蘭開発建設部 2階会議室	室蘭開発建設部 次長(総務担当) 今野 等 総務課長 柏倉 歩 総務課長補佐 五百木 英明	全北海道開発局労働組合婦人部 室蘭支部 支部代表者 市戸 麻美子 連絡員 佐藤 清美 連絡員 松本 弘美	○ 職員団体側から 職場の意見を取り纏めた2015年統一要求書及び職場要求書を提出する。 ○ 当局側から 交渉議題については、予備交渉において整理することとした。

全開発婦人部2015年春闘統一要求書

室蘭開発建設部長 原 俊哉 殿

2015年3月9日

全開発労働組合婦人部室蘭支部
支部代表者 市戸 麻美子



全開発婦人部2015春闘統一要求書

一、職場環境について

- 1 超過勤務を縮減すること。
- 2 休暇等の諸制度について使いやすい職場環境整備をはかること。
- 3 職員が安心して産前産後休暇・育児休業を取得できる職場環境整備をすること。
- 4 配偶者の転勤にあたっては、希望する場合は夫婦共に転勤できるように考慮すること。
- 5 職場におけるあらゆる男女差別をなくすること。
- 6 VDT作業にあたっては、指針を徹底させるとともに、勤務条件を改善させないこと。
- 7 希望者を全員宿舎・独身寮に入れること。また改善の必要がある場合には早急に行うこと。
- 8 公立の産休あけ保育所、および学童保育所を設置し、その内容の充実をはかるよう関係機関に働きかけること。
- 9 すべての検診を全員が受診できるようにするとともに、内容の充実をはかること。

二、各種制度について

- 1 男女がともに家庭責任を担える勤務条件を確保するとともに、実効ある男女共通規制を行うこと。
- 2 制度の新設・改善をすること。
新設 ①遠隔地通院休暇 ②妊娠障害休暇 ③更年期障害休暇
改善 ④子どもの健診・予防接種時の休暇 ⑤更年障害休暇
⑥看護休暇 ⑦育児休業制度 ⑧介護休暇制度 ⑨生理休暇
⑩配偶者の産後休暇を二週間 ⑪産前休暇を八週間
⑫多胎出産の産後休暇を一〇週間 ⑬結婚休暇 ⑭忌引休暇
⑮追悼のための休暇 ⑯保育時間
- 3 義務教育にかかる父母負担をなくするとともに、全ての教育にかかる公費負担を増やすこと。
- 4 児童手当を改善し、確実に実行すること。
- 5 出産にかかる費用の一切を国費負担とすること。当面、出産費を増額すること。
- 6 社会保障制度の改善を行わず、内容の充実をはかること。
①介護保険法 ②医療保険制度 ③社会保険制度
- 7 民主的な公務員制度改革の実現をはかること。

三、その他

職場要求は誠意をもって解決すること。

全北海道開発局労働組合婦人部室蘭支部

二〇一五年春闘職場要求書

1. 産前休暇・産後休暇・育児休業の申し出があつた場合は、該当職場で十分な話し合いがされるよう課所長に周知・指導すること。また必要な代替要員を配置し職員の心身の負担を軽減すること。
2. 健診実施時期を早期に示すとともに、希望者については全員受診させること。
3. 事務所等を含め、全庁舎に「分煙効果判定の基準」に対応した喫煙室を設置すること。また、分煙対策の周知徹底を図ること。

以上

二〇一五年三月九日

北海道開発局 室蘭開発建設部
部長 原 俊 哉 殿

全北海道開発局労働組合

婦人部 室蘭支部

支部代表者 市 戸 麻 美 子

